

行政手続法第十五条第四項等に規定する総務省令で定める方法を定める省令案及び行政不服審査法施行規則の一部を改正する省令案について

総務省行政管理局調査法制課

1 概要

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 63 号。以下「デジタル規制改革推進法」という。）による改正後の行政手続法（平成 5 年法律第 88 号。以下「改正後行手法」という。）及び行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。以下「改正後行審法」という。）において、行政手続法の聴聞の通知、行政不服審査法の裁決の送達等に係る公示送達をデジタル化することとされたため、総務省令に委任された当該公示送達の方法を定める。

2 制定及び改正の内容

（１）行政手続法第十五条第四項等に規定する総務省令で定める方法を定める省令案

- 改正後行手法第 15 条第 4 項等に基づき、公示事項を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとる方法を定める。（新規制定）

（２）行政不服審査法施行規則の一部を改正する省令案

- 行政不服審査法施行規則（平成 28 年総務省令第 5 号）を改正し、改正後行審法第 51 条第 3 項等に基づき、公示事項を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとる方法を定める。（第 5 条関係）

3 公布日・施行日（予定）

- 公布日：令和 7 年 11 月頃
- 施行日：デジタル規制改革推進法附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日（デジタル規制改革推進法の公布の日（令和 5 年 6 月 16 日）から起算して 3 年を超えない範囲内において政令で定める日）

記録媒体による申請等のオンライン化に係る改正

フロッピーディスク等の記録媒体による行政機関への申請等についてオンラインによる申請等を可能とするため、オンライン化を可能とする通則法であるデジタル手続法の適用範囲を拡大。

【現行】

フロッピーディスク等の記録媒体を提出することとされている手続にはデジタル手続法が適用されない
⇒ オンラインで行うことができず、フロッピーディスク等の特定の記録媒体の使用義務

フロッピーディスク等の記録媒体の提出が必要



デジタル手続法の適用対象
= 同法によりオンライン可能

書面等

電磁的記録媒体
(フロッピーディスク等)

現行法令上オンライン不可

【改正後】

デジタル手続法の適用範囲を拡大し、フロッピーディスク等の記録媒体による手続についてもオンライン可能に

パソコン、スマートフォン等で手続が可能に



デジタル手続法の適用対象
= 同法によりオンライン可能

書面等

電磁的記録媒体
(フロッピーディスク等)

デジタル
手続法の
適用範囲
を拡大

書面掲示規制の見直しに係る改正

特定の場所において書面で掲示されていたものについて、インターネットによる閲覧等を可能とし、いつでもどこでも、必要な情報を確認できるようにすることで、利便性の向上を図る。

標識、利用料金等の掲示

【現行】

事業所等での書面の掲示



※ 対応困難な一部の零細事業者等については、適用除外を措置（工程表において、将来に向けてデジタル化の取組を促していくことを明記）

【改正後】

インターネットによる閲覧を可能に



利用者保護や利便性、デジタルデバйдへの配慮の観点から、書面による掲示も維持



公示送達

【現行】

掲示場等での書面の掲示



行政機関が私人に通知等を行うに当たり、その者の所在が不明である場合等に、一定期間、掲示（公示）をする制度

【改正後】

主務省令で定める方法（インターネットによる公表を想定）



利用者の利便性、デジタルデバйдへの配慮の観点から、現地での掲示も維持

掲示場等での書面の掲示



又は

事務所に設置したパソコン画面での表示



※ 2022年常会で民事訴訟法の公示送達についてデジタル化のための改正が行われており、今回の法案はこれを参考にしたもの

今後のスケジュール等

施行時期 原則として公布後1年以内（公示送達のデジタル化は、民事訴訟法の公示送達制度の見直しの施行時期を踏まえ、公布後3年以内）